

平成28年6月1日

建設工事・コンサル登録業者 各位

津山市財政部契約監理室

津山市建設工事等入札ガイドラインの改正について（お知らせ）

建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、津山市建設工事等入札ガイドラインのうち「10 建設工事における技術者等の取扱いについて」の「(2) 主任技術者等」の「(工事現場に配置すべき技術者)」を下記新旧対照表のとおり改正します。

新旧対照表

現行	改正後
監理技術者・・・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。また、当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となった場合においても同様の取扱いとします。	監理技術者・・・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。また、当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となった場合においても同様の取扱いとします。